

**住民票の閲覧状況を公表します**

黒潮町における平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の、住民基本台帳法に基づいた閲覧状況を公表します。

なお、閲覧できる場合は次の事項に限られています。

1 国または地方公共団体の機関が法令で定める業務を遂行するために必要な場合

2 次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長がその申出を認めた場合

①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認めるもの

②公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認めるもの

③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるもの

**黒潮町住民基本台帳の閲覧状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)**

住民基本台帳の閲覧状況は、住民基本台帳法において、毎年少なくとも1回は公表することと定められています。

請求をした機関の名称 (または申出人の氏名)	請求の事由の概要 (利用目的の概要)	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 別府 充彦	「基本的法律制度に関する世論調査」の対象者抽出(内閣府設置法第4条第3項第39号に基づく調査)	平成26年 11月4日	田野浦・出口地区の20歳以上16件
一般財団法人 輿論科学協会 理事長 大宮 泰三 総務省情報通信国際戦略局長 林 弘郷	「通信利用動向調査における世帯対象調査」の対象者抽出	平成26年 12月17日	町内の20歳以上の筆頭世帯構成員172世帯

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800 (課直通)  
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701 (直通)

**幡多広域消費生活センター便り**

**健康食品を勧める悪質な電話勧誘にご注意ください!**

健康に対する消費者の関心や不安につけこむ、悪質な勧誘があとを絶ちません。電話で、根拠のない効能を告げられたり、しつこく勧誘されたりして、高額な健康食品を購入させられる被害が発生しています。



**「トラブルに遭わないために」**

①突然の電話勧誘にご用心!  
長話は禁物です。

②遠慮は無用。はっきり断る。  
しつこい電話勧誘は切るのが一番です。要らないと断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。不要なときははっきりと断りましょう。それでも勧誘を続けるときは、思い切って電話を切りましょう。

**③「試供品」に油断しないで!**

悪質な業者は、試供品の購入をきっかけに、高額な商品売りつけようとたくらんでいます。

**④健康食品なのに「効能」?**

健康食品であるにもかかわらず、医薬品的な「効能」をうたう勧誘にご注意ください。

**⑤断り切れずに購入した場合**

届いた健康食品は開封しないようにしましょう。8日間以内なら、クーリング・オフ(契約解除)が可能です。

クーリング・オフの手続きについては、左記へご相談ください。

クーリング・オフ期間が過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、あきらめずにご相談ください。

**⑥近所で声かけと心配りを!**

健康に不安を感じるお年寄りが被害に遭うケースが増えています。日頃から家族や地域、友人との交流が大切です。

○ご相談・お問い合わせ

幡多広域消費生活センター  
月～金曜日 午前9時～正午・午後1時～5時(祝日・年末年始を除く)

☎34-6301

黒潮町役場本庁産業推進室  
商工観光係

☎43-2113 (課直通)